



新しい時代を迎えて

理事 福井 徹人



5月です。保育園では怒涛の4月が過ぎ大型連休でホッと一息の管理者の皆さんも多いことでしょう。

平成を振り返ってみると、保育指針の改定が数回行われてきました。平成最後の平成30年の改定の重要なところは保育所保育に幼児教育の積極的な位置付けがなされたことでした。保育所保育の3歳以上については環境を通して養護及び教育が一体的に運営されることとなりました。乳児保育からの育ちとのつながりも重要視され養護はすべてにわたるものとして家庭での養育とも連携して、自分との関わり、人とのかかわり、ものとの関わりを通して、環境を通して行う教育へとつながることとなりました。

また、制度的には、措置制度が見直しされ契約制度が導入されました。ただし、契約関係は市町村と利用者の間で結ばれるものとなり、サービス提供は市町村から認可保育所への委託により行われるという構造は維持されました。また「保育に欠ける」児童に対しても市町村が保育を実施するという従来を踏襲することとなりました。

もうひとつ大きく変わったのが保幼小連携あります。私達は送り出した子ども達の行く末には責任を持たなくてはなりません「接続カリキュラム」がより重要になります。幼保から小学校の学習や生活に滑らかに接続できるように保育所側から積極的に提案され工夫された接続期のカリキュラムが必要となります。

平成に入り東京都の保育も大きく変わりました。公私格差是正事業の廃止からサービス推進費の創設、包括単価導入、第三者評価事業、平成12年からの規制緩和で短時間勤務保育士導入、小規模保育所の設置促進、賃貸方式の許容、会計処理の柔軟化、弾力化運用等大きな変革があり、全国的に見ると園児数も幼稚園園児数を抜くことになります。それに伴い、大都市東京には全国から複数園経営の法人や大手企業の参入から分かるよう一大市場が形成されました。その後、全国的には平成のラスト10年間では、認定こども園の設置が全国的には急速に広まりましたが、東京都ではもろもろの問題からあまり数が伸びていないのが現状です。研修についてもキャリアアップ研修や幼稚園教諭免許保持者の10年研修等が加わり研修体系の充実が急務になっています。新しい動きでは、昨年末の法改正で研修の幼稚園保育園相互乗り入れ資格単位の取得等、今までには考えられなかった動きも見られます。こう見ますと平成の保育の流れは規制緩和と自主独立した保育所運営への大きな舵取りの時期であったようです。

では、これから的新時代はどんな方向に向かうのでしょうか。就学前教育や保育が縦割り行政の下別々に動くのではなく3歳以上の指針や要領が統一されたように、大きな括りで幼児教育保育を捉え保育所保育の質の向上が豊かな子ども達の未来となるようにしなくてはなりません。それには、保育者自身の質の向上がとても大切になります。今後は各園での園内研修や地域の園長会での研修を軸にして民保協の研修も積極的に活用し施設長が先頭に立ち質の向上に旗振りをいたしましょう。

幸いにも東京都においては保育士等キャリアアップ研修事業の経費の一部を補助することになりました。また、新規事業として、地域における保育力アップ推進事業が行われます。質の向上を図っている園長会との意見交換や地域交流の促進に取り組む自治体に対して研修等の実施に要する経費の補助が付きました。

会員の皆様には職員の研修の機会をおつくりいただき積極的な園全体の質の向上に向けてご活動をいただけますようお願い申し上げます。